第三十九条の四十八第六項を同条第三項とし、同条第七項中「同項第二号ロ(2)、第三号ロ(2)」を「同項第三号ロ(2)」に、「第十号ロ(2)、第十一号ロ(2)又は第十三号ロ」を「第十一号ロ(2)又は第十二号ロ(2)」に改め、「第六十八条の十第四項、」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第四項」を削り、「前項第二号ロ(2)、第三号ロ(2)」を「前項第三号ロ(2)」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の四項を加える。

5　法第六十八条の十五の八第六項に規定する政令で定める場合は、同項に規定する連結法人に係る連結親法人の第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下である場合とする。

一　法第六十八条の十五の八第六項に規定する特定対象年度（以下この号及び次号において「特定対象年度」という。）の基準連結所得等金額（当該特定対象年度開始の日前一年（当該特定対象年度が一年に満たない場合には、当該特定対象年度の期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した各事業年度に連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、当該開始の日前一年以内に終了した各事業年度のうち最も新しい事業年度終了の日後に終了した各連結事業年度に限る。同号において「前連結事業年度等」という。）の月数を合計した数が当該特定対象年度の月数に満たない場合には、当該基準連結所得等金額を当該特定対象年度の月数で除し、これに当該合計した数を乗じて計算した金額）

二　前連結事業年度等の基準連結所得等金額（特定対象年度開始の日から起算して一年前の日を含む前連結事業年度等にあつては、当該前連結事業年度等の基準連結所得等金額を当該前連結事業年度等の月数で除し、これに当該一年前の日から当該前連結事業年度等の終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額）の合計額

6　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第五項に規定する基準連結所得等金額とは、各連結事業年度の第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額を控除した金額をいう。

一　当該連結事業年度の連結所得の金額（当該連結事業年度終了の日の翌日に適格合併に該当しない合併により解散した連結法人がある場合には、法人税法第六十二条第二項に規定する資産及び負債の同項に規定する譲渡がないものとして計算した場合における連結所得の金額）

二　法人税法第八十一条の九第一項又は第八十一条の三第一項（同法第五十九条第一項から第三項までの規定により同法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

三　法人税法第八十一条の五の二の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額

8　法第六十八条の十五の八第六項に規定する連結法人の同項に規定する対象年度に係るその連結親法人及びその各連結子法人の同項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額の合計額が零である場合における同項の規定の適用については、同号に掲げる要件に該当するものとする。

第三十九条の四十九第七項を同条第九項とし、同条第六項各号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第八項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　法第六十八条の十六第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産　法第四十三条第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産につき第二十八条第八項に規定する財務大臣が定める期間

第三十九条の四十九第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　法第六十八条の十六第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定めるものは、第二十八条第六項の規定により経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの（その取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた連結法人が当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合したものを除く。）とする。

7　法第六十八条の十六第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める連結法人は、次に掲げる連結法人とする。

一　電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者に該当する連結法人

二　匿名組合契約等（匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。以下この号において同じ。）に基づいて出資を受ける連結法人（法第六十八条の十六第一項の表の第四号の上欄に規定する再生可能エネルギー発電設備等を当該連結法人の事業であつて当該匿名組合契約等の目的であるものの用に供するものに限る。）

第三十九条の五十五を次のように改める。

（情報流通円滑化設備の特別償却）

第三十九条の五十五　法第六十八条の二十六第一項に規定する政令で定めるものは、特定電気通信設備（特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通信設備であつて、同号に規定する電磁的記録として記録された情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供するためのものをいう。以下この条において同じ。）のうち主として当該特定電気通信設備が設置される都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県において当該情報の提供を受ける者にその提供を行うためのものとして財務省令で定めるものであつて、第二十八条の八に規定する特定情報通信業（以下この条において「特定情報通信業」という。）を行う連結法人が法第六十八条の二十六第一項に規定する総務省令で定める地域内においてその特定情報通信業の用に供するものとする。

第三十九条の六十第三項中「及び第五号」を削り、同項第三号中「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」を「対象障害者である短時間労働者」に改め、同項第五号を削り、同条第四項中「前項第一号及び」を「前項第一号、」に、「から第五号まで」を「及び第四号」に改める。

第三十九条の六十二を削る。

第三十九条の六十三第一項中「第六十八条の三十四第一項」を「第六十八条の三十三第一項」に改め、同条第二項中「第六十八条の三十四第一項」を「第六十八条の三十三第一項」に、「第四十七条第一項」を「第四十六条の二第一項」に、「第二十九条の四第一項」を「第二十九条の三第一項」に改め、同条を第三十九条の六十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

第三十九条の六十三　法第六十八条の三十四第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、第二十九条の四第一項各号に掲げるものとする。

2　連結親法人又はその連結子法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した建物及びその附属設備、構築物並びに器具及び備品（以下この項及び次項において「建物等」という。）につき法第六十八条の三十四第一項の規定の適用を受ける場合には、当該建物等につき同項の規定の適用を受ける最初の連結事業年度の連結確定申告書等に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

3　前項の連結親法人又はその連結子法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した建物等に係る法第六十八条の三十四第一項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度において当該建物等につき法第四十七条第一項の規定の適用を受けている場合において、当該適用を受けた最初の事業年度の確定申告書等に第二十九条の四第二項に規定する財務省令で定める書類の添付があるときは、前項に規定する最初の連結事業年度の連結確定申告書等に同項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。

第三十九条の六十九第一項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十三の規定